

「令和7年度 国の施策・制度・予算に関する提案」措置状況整理表

神奈川県では、令和6年6月に「令和7年度 国の施策・制度・予算に関する提案」を公表後、これまで関係府省等に対し、提案活動を行ってきました。
このたび、重点的提案25事項の主な措置状況(令和7年4月現在)を取りまとめましたので、お知らせします。

No.	提案事項	提案項目	措置状況	措置の概要
1	1 地方税 財政制度の 改革	1 地方税財源の 充実・強化	ウ 未措置	令和7年度与党税制改正大綱には、「行政サービスの地域間格差が顕在化する中、拡大しつつある地方公共団体間の税収の偏在や財政力格差の状況について原因・課題の分析を進め、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組む」こと、特に、道府県民税利子割については、「税収帰属の適正化のための抜本的な方策を検討し、令和8年度税制改正において結論を得る」ことが盛り込まれた。 しかし、一層の税源移譲や地方自治体間の税収偏在の是正に向けた措置は講じられておらず、各地方自治体の仕事量に見合った安定的な税財源は確保されていない。
2		2 地方一般財源 総額の確保・充実	イ 一部措置	令和7年度の地方財政計画において、水準超経費を除く一般財源総額については、前年度を1.1兆円上回る63.8兆円が確保されたものの、社会保障関係費の増加に見合った増加とはなっておらず、未だ十分ではない。 また、地方交付税総額については、前年度を0.3兆円上回る19兆円が確保されたが、依然として地方の財源不足は解消されていない。
3		3 臨時財政対策 債の廃止・縮減	イ 一部措置	臨時財政対策債は、制度創設以降初めて新規発行がなくなったが、制度そのものは廃止はされていない。 また、既往の臨時財政対策債の元利償還金についての償還財源の別枠確保はされていない。
4	2 安心して子どもを 生み、育てる環境の 整備	1 子ども施策の 更なる充実・強化	イ 一部措置	令和5年12月22日に「こども未来戦略」が閣議決定され、その中で、「こども・子育て支援加速化プラン」の内容とその財源の基本骨格と金額が提示された。経営情報の継続的な見える化等は施行されたが、こども誰でも通園制度の本格実施など、支援金制度の一部は未施行であることから、国の動向を注視する必要がある。
5		2 若い世代の不安を取り除く施策の強化	ウ 未措置	奨学金の返済等に苦しんでいる若者への支援など低所得者の所得向上に向けた経済的支援や労働施策の更なる拡充は行われていない。
6		3 こどもDXの 推進	イ 一部措置	国では、子育て支援制度レジストリの整備を進めるなど、プッシュ型の情報発信に向けた取組を行っているが、地方自治体の子ども・子育て政策のDX推進への財政支援については、講じられていない。
7		4 待機児童対策の一層の推進	イ 一部措置	(1) 保育所整備のかさ上げについては、令和7年度も継続された。 (2) 配置基準の見直しについては、公定価格上の加算措置として、「1歳児配置改善加算」が令和7年度から創設された。また、保育士の処遇改善について、保育士の職員給与が10.7%改善された。 (3) 都市部の状況を踏まえた公定価格の単価設定や、物価高騰の影響を公定価格で算定することについては措置されていない。臨時交付金による対策では市町村によって格差が生じるため、公定価格による対策が必要である。
8		5 放課後児童対策の推進	イ 一部措置	(1) 放課後児童クラブの施設整備の補助率のかさ上げについては継続している。令和6年度から常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合の補助基準額が創設されたが、放課後児童支援員等の賃金は勤務時間が短いため低額となっており、その改善はされていない。 (2) 放課後児童クラブを利用するひとり親世帯等へ市町村が利用料の減免等を行った場合の減免額等に対する補助の創設については、具体的な措置は講じられていない。
9		6 子どもの医療費助成制度の創設	ウ 未措置	小児医療費助成制度の創設については具体的な措置は講じられていない。
10		7 高等学校等における教育費負担の軽減	イ 一部措置	令和7年度単年度限りの予算として、高等学校等就学支援金の所得制限の一部を事実上撤廃した高校生等臨時支援の措置が講じられた。 一方で、上限額の引上げや、多子世帯の負担軽減等を勘案した財政支援は措置されていない。 令和8年度からは、所得制限撤廃や私立高校等の加算額の引上げを含めたいわゆる「高校授業料の無償化」が措置される見込みだが、確実に実施されるよう、国の動向を注視していく必要がある。
11		8 大学等での学びの推進	イ 一部措置	令和7年度から、多子世帯の学生に係る所得制限が撤廃された。 一方で、一人当たりの補助額の増額など、その他の拡充は措置されていない。

No.	提案事項	提案項目	措置状況	措置の概要
12	3 子どもを守るセーフティネットの整備	1 児童虐待防止対策の推進	イ 一部措置	(1) 配置基準に基づく児童福祉司や児童心理司の給与費、また、児童福祉司・児童心理司・保健師の処遇改善、さらに児童福祉司や弁護士等専門職の計画的な人材確保に向けての採用活動支援事業の拡充などについて、交付税措置が講じられているが、更なる予算措置が必要。 また、国は令和4年12月（令和5年12月改定、令和6年12月再改定）に「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を策定し、児童福祉司の加配基準となる児童虐待相談対応件数について、自治体の状況をより適切に考慮したものに見直すとしており、本県においては、今後も更なる児童福祉司の増員が見込まれる。 (2) 一時保護実施に係る各加算費保護単価が増額されるなど一部改正が図られたが、一時保護専用施設を安定的に運営するためには十分とは言えず、更なる体制整備が求められる。 (3) 司法審査導入マニュアルが示された。その一方で、司法審査に必要となる戸籍謄本の広域交付の手続きに課題がある。 (4) 国が開発を進めていたA Iを活用した緊急性の判断に資するツールについて、A I技術の更なる進歩を踏まえた性能改良が必要であるため、現状でのリリースは延期された。 (5) 児童虐待対応において、児童相談所に対応が一極集中している状況に対する措置は講じられていない。 (6) 虐待などを受けた子どもに対し、初期の段階から専門家が連携し、ワンストップで聴き取りや診察、心のケアなど様々な支援を行う仕組みについて、国が検討を開始したとの情報はない。
13		2 意見表明等支援事業の円滑な運用	ウ 未措置	国が実施したモデル事業により積み重ねられた事例について明らかにされていないため、国において総括を行うとともに、その結果を好事例として各自治体に共有する必要がある。
14		3 社会的養育経験者（ケアラーバー）の自立支援の推進	ウ 未措置	自立援助ホームの職員配置基準を見直すことで、措置費の加配等の財政措置の拡充を求めているが、配置基準についての具体的な措置は講じられていない。 なお、令和4年の児童福祉法改正により、22歳の年度末以降も居住費や生活費の支援を受けられるようになるなど年齢要件が緩和されている。
15		4 子どもの貧困対策の推進	イ 一部措置	地域で子どもの居場所づくり（子ども食堂等）を行う団体等への支援の強化として、「地域こどもの生活支援強化事業」が令和6年度に引き続き実施され、措置が講じられた。 ただし、令和6年度に本事業を利用した県内市町村は政令市、中核市を除き3自治体であり、分かりやすい周知について、継続的に求めていく必要がある。
16		5 ケアラー・ヤングケアラーへの支援	イ 一部措置	令和6年6月の子ども・子育て支援法等の一部改正において、ヤングケアラーを関係機関等が各種支援に努めるべき対象として法律上明記された。 しかし、今回支援の対象と位置付けられるのはヤングケアラー（子ども・若者）のみであることから、全世代のケアラーについても支援の対象であることを法令上明確にする必要がある。
17		6 医療的ケア児への支援の充実強化	イ 一部措置	医療的ケア児支援に係る国庫補助については、医療的ケア児等を一時的に預かる環境の整備に係る措置が講じられたものの、補助基準額が設けられており、事業費の増大に対して十分な財政措置が講じられているとは言えない。 また、看護師を確保するための財政支援は拡充されているものの、保護者の付き添いの解消に向けては、看護師以外の救急救命士等の資格のある者によるスクールバスへの同乗を可能にしていく必要があり、そのことについては具体的な措置が講じられていない。
18	4 公立中学校等における休日の部活動の地域移行	1 公立中学校等における休日の部活動の地域移行に伴う必要な財源の確保	イ 一部措置	(1) 「必要となる経費の全体像を示すこと」については、スポーツ庁及び文化庁で作成した事例集等で部分的に示されているが、具体的な費用項目や最終的に必要となる金額は示されていない。 「令和7年度の実証事業においては、上限額を定めることなく、必要な財源を、原則、全額国庫負担で措置すること」については、国庫委託事業として予算措置が講じられているが、自治体が必要としている財源に対して十分な措置ではない。 「改革推進期間後においても、必要な財政措置を継続的に講じること」、「柔軟に活用できる財政措置を講じること」については、改革推進期間以後の財政措置の在り方について明確に示されていない。 (2) 全体の予算は増えてはいるが、補助割合についてはこれまでと同様で、市町村にとって費用負担が大きいことは変わらず、市町村負担軽減のための十分な財政措置は講じられていない。
19	5 教員不足の解消に向けた対策	1 給特法の見直し等、教員の処遇改善	イ 一部措置	令和7年度文部科学省予算における大臣折衝において「教職調整額の率を令和12年度までに10%への引上げを行う」等の処遇改善策を行うこととされ、令和7年2月に給特法の改正案等について閣議決定がされた。 令和7年4月現在、法案が審議されているところであり、引き続き国の動向を注視していく必要がある。
20		2 学校における働き方改革の一層の推進	イ 一部措置	専門的な支援を担う人材や、教員の役割を分担する人材の配置については、前年度に比べ予算増となっているが、本県が求める全公立学校への常勤配置を可能とするような措置は講じられていない。 また、未だに会計年度任用職員としての運用を前提としている。 教員定数の改善については、令和7年度から4年程度かけて小学校4年生に教科担任制を拡大するとともに、新規採用教師の持ち授業時数を軽減するため、教科担任制の拡充が図られることとなったが、本県の校数に対して配当本数が十分ではないため、さらなる配置の拡充が必要である。 また、基礎定数内での教員配置数を拡大するため、標準法に規定する乗ずる数の見直しが必要である。

No.	提案事項	提案項目	措置状況	措置の概要
21	6 生活困窮者対策の推進	1 総合的な生活困窮者対策の推進	イ 一部措置	(1) 生活困窮者自立支援事業についての十分な財政措置や、生活困窮者自立相談支援機関の相談員の配置についての財政的支援の拡充に係る具体的な措置は講じられていない。 (2) 孤独孤立対策推進法に定める責務を適切に担うための、官民連携の体制づくり手法等の提供や財政措置について、市町村へのノウハウや事例の情報発信及び交付金などの措置が講じられた。 (3) 自治体におけるＡＩ導入支援については、総務省が「自治体におけるＡＩ活用・導入ガイドブック」作成等により支援されたが、体制整備に必要な財政支援に係る具体的な措置は講じられていない。
22		2 ひきこもり支援の充実	ウ 未措置	提案内容（民間支援団体等に対する財政支援を拡充するとともに、柔軟な活用を可能とすること、デジタル技術を活用した支援策も補助対象とすること等）については、具体的な措置は講じられていない。
23		3 ひとり親世帯の医療費助成制度の創設	ウ 未措置	提案内容（ひとり親家庭等医療費助成制度の創設、及び創設に伴う国保国庫負担減額調整措置の廃止）については具体的な措置は講じられていない。
24	7 健康・長寿社会の実現	1 「未病」の考え方に基づく国の施策の推進	ウ 未措置	平成29年２月に一部変更の閣議決定がされた国の「健康・医療戦略」において、本県が掲げる「未病」の概念の重要性が盛り込まれた。 しかし、その後、令和７年２月に閣議決定された「第３期健康・医療戦略」では、本県における「未病」の考え方や取組を推進するための数値等指標の活用の重要性が盛り込まれたが、国としての具体的な施策の推進についての措置は講じられていない。
25		2 健康寿命指標の見直し	ウ 未措置	健康寿命の算定方法を見直すこと等について、具体的な措置は講じられていない。
26		3 共生社会の実現を推進するための認知症基本法を踏まえた「認知症の未病改善」	イ 一部措置	令和６年１月「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行、大綱に代わる「認知症施策推進基本計画」も令和６年12月に策定され、これまでの施策についても継続的に予算措置されている。 恒久的で活用しやすい財源措置という点は、今後も求めていく必要がある。 また、認知症は未だその病態解明が不十分であり、根本的治療薬やリスク軽減に有効な取組が十分に確立されていないため、国によるより一層の研究・調査等の推進が必要である。
27		4 がん対策の推進	イ 一部措置	令和6年度の診療報酬改定では、新たに3つの適応疾患が保険適用とされたところであるが、引き続き保険適用の拡大が必要である。 なお、診療報酬額の引上げは見送られることとなり、放射線治療専門医の人材育成についても具体的な措置は講じられていない。
28		5 歯科口腔保健対策の推進	イ 一部措置	令和６年度の診療報酬改定で口腔機能が低下している患者に対するリハビリテーション料が新設されるなど、提案内容の一部は措置されたものの、対象は引き続き著しく口腔機能の低下した患者のみに限られ、オーラルフレイルの者は対象となっていない。 また、「国保の保険者努力支援制度の評価項目への追加」については、令和５年度から、後期高齢者医療制度の保険者インセンティブ評価指標に口腔機能に着目した項目が加わり、一部措置されているが、オーラルフレイル対策に係る事業の評価項目の追加には至っていない。 さらに、フッ化物洗口に関する国庫補助事業についても、1か所あたりの予算額が増えているが、大規模な自治体にとっては十分な支援とはいえない。
29		6 持続可能な国民健康保険制度の構築	ウ 未措置	提案内容（将来にわたり持続可能な国民健康保険制度を構築していくための財政基盤を確立すること等）については具体的な措置は講じられていない。
30		7 検討中ワクチンの早期の定期接種化と財源措置の見直し	イ 一部措置	带状疱疹ワクチンについて、令和７年度から65歳の方などを対象として定期接種化されることとなった一方で、おたふくかぜワクチンについては未だ定期接種化されていない。

No.	提案事項	提案項目	措置状況	措置の概要
31	8 地域包括ケアシステムの構築に向けた医療・介護提供体制の推進	1 地域医療介護総合確保基金の改善	イ 一部措置	地域医療介護総合確保基金管理運営要領の改正により、地域医療介護総合確保基金は年度毎に造成するものではなく、当該年度毎に決定された交付額及び運用益に加え、過年度の事業に生じた残額を一体的なものとして管理し、その範囲内で各基金事業に充当するものとされた。 しかし、依然として事業区分間の融通は認められておらず、地域の実情に応じた補助メニューの創設や資金配分について措置されていない。 電子カルテの導入に係るシステム改修費補助等の支援が存在するものの、サイバーセキュリティ対策に係る補助がないなど、支援が行き届いていない点が多く、医療DX推進に必要な十分な財源措置が講じられているとは言えない。 また、人材確保対策についても、地域の実情や創意工夫が活かせる柔軟な仕組みへの見直しはなされていない。
32		2 保健・医療・介護を担う人材の確保定着	イ 一部措置	(1) 臨時定員増については、令和8年度以降も現行制度が継続されることが決定したものの、本県の定員数は示されていない。 また臨床研修医の定員については、令和7年度定員（668人）から令和8年度定員（658人）で10人の減員とされた。 (2) 「訪問介護等サービス提供体制確保支援事業」が補正予算で措置され、訪問系サービスの3分類（訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護）への一定の支援方策が講じられたものの、基本報酬の引き下げは地域の高齢者へのサービス提供を行っている事業所にとって、その存続を一層困難にすると指摘されている。また、福祉・介護を担う人材層ごとの機能、役割の明確化と、それを裏付ける教育・養成体系の整備や介護支援専門員に対するベースアップに繋がる取組は実施されていない。 (3) 遠隔医療のための情報通信機器の整備に対する国の支援が存在するものの、AIやロボット等の最先端テクノロジーを活用した医療DX推進に必要な十分な財源措置が講じられているとは言えない。 医師の働き方改革のうち意識啓発については、令和6年度予算により国が広報を実施した。
33		3 介護サービスの質の向上や介護職員の定着に向けた介護報酬の仕組みの構築	イ 一部措置	(1) 提案内容（介護保険制度の持続可能性を高める仕組みの構築及び「未病指標」の活用検討）については具体的な措置は講じられていない。 (2) 令和6年度介護報酬改定に関する審議報告において、地域区分については、令和7年度に予定されている公務員の地域手当の見直しを踏まえ在り方を検討していくことが記載されたことから、国の動向を注視する必要がある。
34		4 特別養護老人ホーム等への入所に係る低所得者対策の強化	ウ 未措置	提案内容（在宅と同様な居住環境の下で適切なケアを受けられるよう必要な措置を講じること）については具体的な措置は講じられていない。
35		5 社会福祉施設等の物価高騰対策	イ 一部措置	物価高騰対策として、社会福祉施設等の光熱費等の負担を軽減するための支援が行われたが、物価高騰はいまだ収束していないことから、引き続き支援を行う必要がある。また、更生保護施設については、物価高騰対策としての支援は行われていない。
36	9 当事者目線の障がい福祉の推進	1 障がいに対する理解促進	イ 一部措置	3月末に内閣府において「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」が策定され、共生社会の実現に向けた普及啓発等が進められているが、当事者の社会参加機会の拡充に向けたデジタル技術の活用に対する補助制度など、具現化・加速化するような予算措置は行われていない。
37		2 地域資源（人材及び活動の場）の充実	イ 一部措置	(1) 福祉・看護職員の処遇改善の一環として、臨時に人材確保・職場環境改善補助金が措置されたが、地域移行移行の調整を行う専任の職員を配置した障害者支援施設を評価する報酬は設けられていない。 (2) 福祉・介護を担う人材層ごとの機能、役割の明確化と、それを裏付ける教育・養成体系が整備されるまでには至っていない。 (3) 障害福祉分野における地域の実情に応じた人材の確保・定着対策を支援するための地域医療介護総合確保事業のような総合的・体系的な支援は提示されていない。また、障害福祉分野における就業状況など実態を把握する全国的な調査は、実施されていない。 (4) 具体的な措置は講じられていない。 (5) 社会福祉施設等施設整備費補助金の予算額が増額されるなどの措置が講じられた。
38		3 相談支援の充実	ウ 未措置	令和6年度報酬改定により障害福祉サービス等の指定基準に意思決定支援が位置づけられたが、報酬告示においては依然として意思決定支援は評価対象に位置付けられていない。
39		4 地域生活を支えるための確実な財源措置	ウ 未措置	地域生活支援事業は若干の予算の増額が図られているものの、事業量が増大する中、市町村の超過負担解消には至っていない。 自立支援給付費についても、義務的経費としての国庫負担の在り方の見直しは行われていない。
40		5 重度障害者医療費助成制度の創設	ウ 未措置	重度障害者医療費助成制度の創設、及び創設に伴う国保国庫負担減額調整措置の廃止については具体的な措置は講じられていない。
41		6 知的障がい者の医療アクセスの向上	ウ 未措置	提案内容については具体的な措置は講じられていない。

No.	提案事項	提案項目	措置状況	措置の概要
42	10 今後の新興感染症の発生に備えた体制等の強化	1 診療報酬における新興感染症対応の適切な評価	イ 一部措置	令和6年度の診療報酬改定において感染症対応に関する一定の措置がなされたものの、なお不十分である。
43		2 医療関係者が新興感染症に罹患した場合の補償制度の構築	ウ 未措置	医療従事者が新興感染症に罹患した場合の補償について具体的な予算措置は講じられていない。
44		3 感染症対策にかかる高齢・障害福祉施設等への支援	ウ 未措置	提案内容（施設における感染症対策の取組を推進する恒久的な仕組みの構築、抗原検査キットの調達や検査の費用に対する補助拡充等）については具体的な措置は講じられていない。
45	11 喫緊の課題に対応する中小企業への支援と労働力不足の解消	1 中小企業が喫緊の課題に対応するための支援	イ 一部措置	(1) 価格交渉促進月間のフォローアップ調査を実施するほか、価格転嫁の情報発信やパートナーシップ構築宣言に係る実態調査等による取引実態の把握について引き続き措置された。 また、下請Gメンについては、令和6年度に調査員が増員され、それに伴い調査件数も増加している。令和7年度は、昨年度のような増員はないものの、下請Gメンによるヒアリング調査についても引き続き措置された。 その他、国の取組として、価格転嫁の促進に関するセミナーの開催や、国から他自治体の先進取組事例等の情報提供があった。 しかし、中小企業の価格転嫁率は未だ十分でなく、中小企業の円滑な価格転嫁の実現に向け、より一層の取組が必要である。 (2) 中小企業が物価の上昇に見合った賃上げを行えるよう、賃上げ税制の延長や、労働生産性の向上に必要な設備導入を支援するための中小企業省力化投資補助金のメニューが拡充された。 また、賃上げを達成することで、補助上限額を引き上げる等のインセンティブが設けられた。 その他、ITツールの導入を支援する、IT導入補助金が引き続き措置された。 (3) 事業承継・引継ぎ支援センターの体制や外部専門家の活用に係る費用への支援が拡充された。
46		2 中小企業支援機関の相談体制に係る支援の充実強化	イ 一部措置	地方交付税により相談員の人件費補助が行われており、また、令和6年度補正予算において「事業環境変化対応型支援事業」として112億円が計上され、その中で、商工会・商工会議所への専門家派遣などによる相談体制強化を支援しているが、当事業は単年度限りのものであり、本県が要望している継続的な支援策ではない。
47		3 労働力不足の解消に向けた支援	イ 一部措置	(1) (3)については、具体的な措置は講じられていない。 (2)については、令和7年3月11日に閣議決定された「基本方針」により受入環境の整備について方針が示されているが、受入対象分野や受入見込数などの詳細については、具体的には示されていない。 (4)の「多様な人材の確保に向けた支援策の充実」については、県内ハローワークの人材確保対策コーナーの増設などが行われたものの、十分な措置は講じられていない。

No.	提案事項	提案項目	措置状況	措置の概要
48	12 脱炭素社会の実現	1 温室効果ガス排出量削減目標の引上げ	ウ 未措置	本年2月に改定された地球温暖化対策計画において、温室効果ガス排出量の削減目標として2013年度比で2035年度に60%削減、2040年度に73%削減する目標が新たに設定されたが、これらの目標は、いずれも改定前の計画で設定された2030年度に46%削減する目標の延長線上に当たる目標値に留まっている。
49		2 再生可能エネルギー等の更なる普及拡大	イ 一部措置	(1) 建築物省エネ法に基づく、住宅トップランナー基準が改正され、太陽光発電設備設置の努力目標が新設されたものの、太陽光発電設備設置義務化についての具体的な措置は講じられていない。 (2)(3) 出力制御対策パッケージ及び再生可能エネルギー等の設備容量の情報開示については、具体的な措置は講じられていない。
50		3 電気自動車（EV）の更なる普及拡大	イ 一部措置	国は、集合住宅（既築分譲）への整備を促進するため、令和6年度補正「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」において、既築の分譲集合住宅の管理組合による申請を優先する簡易な申請方式を導入する等、一定の措置が講じられている。 しかしながら、県が求めている「経済産業省の充電インフラに対する補助事業における『経路充電』の補助対象を一定程度の利用量が見込める場所に広げる」といった措置は講じられていない。
51		4 水素社会の実現に向けた取組の促進	イ 一部措置	県が求めている「『水素基本戦略』で示された数値目標を着実に達成するための具体的な取組について、ロードマップを示す」といった措置は講じられていない。 また、水素利活用拡大のための取組の推進について、国は、令和7年3月に「燃料電池商用車の導入促進に関する重点地域」を公募し、水素ステーションの整備促進に向けた支援を拡充する等、一定の措置が講じられているが、より充実した支援を求めていく必要がある。
52		5 火力発電の脱炭素化に向けた取組の促進	イ 一部措置	国は令和7年度当初予算にてアンモニア混焼やカーボンリサイクルなどの次世代火力発電の技術開発事業や脱炭素化技術等国際協力事業に取り組むとしているものの、国民への理解促進などの考え方については示されていない。
53		6 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の予算確保・要件緩和	イ 一部措置	令和7年度当初予算において地域脱炭素推進交付金の予算措置はなされているものの、前年度よりも減額となっている。また、要件緩和や運用改善についても具体的な措置は講じられていない。
54		7 プラごみゼロに向けた取組の推進	イ 一部措置	プラスチック資源循環法の施行に伴い、プラスチックの分別収集及び分別収集物の再商品化に要する経費について、引き続き特別交付税が措置された。 また、令和7年度当初予算において、プラスチックに代替する素材等への転換に向けた実証への補助のほか、リサイクル先の確保に向けた省CO2型資源循環設備への補助も、引き続き予算措置された。 しかし、今後も分別収集・再商品化の本格化に伴う市町村の経費増大や収集量の増加が見込まれるため、引き続き一層の支援を求めていく。 また、海岸漂着物等地域対策推進事業に係る予算は措置され、漁業者が無償で回収した漂流ごみ等の処理に係る事業費に対する補助率は10割であるものの、その他の海洋ごみの回収・処理に係る事業費の補助率は前年同様7割にとどまっている。 さらに、内陸域・河川のごみへの支援、相模湾における海底ごみ・漂流ごみ調査は措置されていないため、措置を求めていく。
55	13 有機フッ素化合物対策の推進	1 有機フッ素化合物を含む泡消火薬剤への対策	ウ 未措置	提案内容（PFOS等を含む泡消火薬剤の所在等を把握するための制度を整備するとともに、当該薬剤の使用及び保管を原則禁止すること等）については具体的な措置は講じられていない。
56	14 拉致問題の早期解決	1 拉致問題の全容解明と拉致被害者等の早期帰国の実現	イ 一部措置	(1)～(3) 政府は、平成25年1月に全閣僚をメンバーとした拉致問題対策本部を発足させ、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のために全力を尽くし、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しを引き続き追及していくと表明している。 また、平成26年5月に行われた日朝政府間協議に基づき、7月には北朝鮮において、全ての日本人に関する調査を行う「特別調査委員会」が設置されたが、初回の報告すら行われないうまま平成28年2月には解体が表明された。以降、解決への動きが滞っている中で、平成30年6月及び平成31年2月の米朝首脳会議で拉致問題が提起された。令和6年11月に就任した石破総理大臣は、岸田前総理大臣と同様、断固たる決意の下で解決に取り組む旨を表明したが、依然として、拉致問題の全容解明と拉致被害者等の早期帰国は実現していない。 なお、北朝鮮に不測の事態が発生した場合、拉致被害者の安全を確保するための備えが必要である。 (4) 国は地方自治体と連携し、若年層への啓発を強化する等拉致問題の理解促進に取り組んでいるが、拉致問題の風化防止に向け、取組をより一層強化することが必要である。
57	15 ヘイトスピーチ対策の推進	1 ヘイトスピーチ対策の推進	ウ 未措置	提案内容（全国一律の判断基準に基づいた実効性ある規制が行われるよう、ヘイトスピーチ解消法を見直すこと等）については具体的な措置は講じられていない。

No.	提案事項	提案項目	措置状況	措置の概要
58	16 困難な問題を抱える女性への支援	1 困難な問題を抱える女性への総合的な支援	イ 一部措置	女性相談支援員の質の向上のための研修の充実については、厚生労働省から「女性相談支援員養成研修シラバス」が示された。また、教育及び啓発については、厚生労働省ホームページ「あなたのミカタ」が開設された。 人材確保・育成のための財政措置については、具体的な措置は講じられていない。
59		2 女性のニーズに応じた多様な支援体制の整備	イ 一部措置	令和7年度厚生労働省当初予算において「女性自立支援施設通所型支援モデル事業」で事業実施に係る賃借料を加算する等の拡充は見られたが、多様なニーズに対応した国庫補助要件の多様化、弾力化については、十分な措置は講じられていない。
60		3 困難な問題を抱える女性の支援を行う民間団体への支援	イ 一部措置	令和7年度厚生労働省当初予算において「官民協働等女性支援事業」が創設され、民間団体と連携した取組みにおける予算措置が拡充された。一方で、一時保護委託料の増額については具体的な措置は講じられていない。
61		4 一時保護期間中の医療制度の整備	ウ 未措置	提案内容（生活保護の申請中等であっても速やかに医療を受けられる制度を整備すること等）については具体的な措置は講じられていない。
62		5 「つながりサポート型」事業の継続・交付金措置	イ 一部措置	地域女性活躍推進交付金における「つながりサポート型」事業は継続されているものの、事業費全額の交付措置には至っていない。
63	17 自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進	1 地方自治体の情報システム標準化	イ 一部措置	(1)・(3) 国は、令和6年12月24日閣議決定により「地方公共団体情報システム標準化基本指針」（以下「方針」という。）を改定し、令和7年度までとされていた標準準拠システムの移行目標時期が、概ね5年間延長されることとなった。しかしながら、デジタル基盤改革支援基金の設置年限については「5年延長を目途に検討する」と示されたのみで、令和8年度以降の地方公共団体に対する財政支援については、対応が未だ明らかにされていない。 (2) ガバメントクラウド先行事業の検証結果においても運用経費は増大傾向にあり、コスト低減に向けてクラウド最適化など中長期的な取組を要することから、クラウド利用料の低廉化等の措置が必要である。 (4) PMOツールの機能拡張など進捗管理を支援する取組はなされているが、各自治体からの課題協議への回答は遅く、進捗を支援する更なる取組が必要である。
64		2 地方自治体の行政手続のオンライン化	イ 一部措置	(1) 令和6年6月21日に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定され、国の行政手続オンライン化の3原則として、①デジタル第一原則（デジタルファースト）、②届出一度きり原則（ワンスオンリー）、③手続一か所原則（コネクテッド・ワンストップ）を掲げているが、現状では、ワンストップ化が実現された事務は限定的であるため、更なる取組が必要である。 (2) 県は、全ての行政手続を対象にオンライン化の取組を進めており、特に年間取扱件数が1,000件以上の手続について優先的にオンライン化を進めている。しかし、本人確認が必要な手続については、法令等により対面や添付書類による確認を必要としていることが多く、そのことがオンライン化の阻害要因となっている。引き続き、国はオンライン化に向けた制度変更等の対応が必要である。 (3) 令和6年度中に地方自治体や民間事業者に提供予定となっていた「デジタル認証アプリ」は、予定通り令和6年6月24日にリリースされたが、電子申請システム等の連携先システムの改修等にかかる技術面、費用面の障壁については、デジタル庁のウェブサイト内の「開発者サイト」に技術者向けの情報が掲載されていること、当該アプリケーションの導入が無償であることなどにより解消された。
65		3 デジタル人材の確保・育成	イ 一部措置	(1) デジタル人材育成に係る費用について、特別交付税に代わる財政支援の措置はされていない。 (2) 総務省が、令和6年度補正予算で「都道府県と市町村が連携したDX推進体制の構築に向けたデジタル人材確保プロジェクト」を新規で立ち上げ、関係企業等に広く協力を呼びかけ、人材プールの候補となる企業・人材をリスト化するとともに、都道府県が構築した人材プールから推薦された人材を「総務省自治体DXアクセラレータ」に任命し、好事例を積極的に周知・広報する取組を進める予定である。
66		4 市町村とのデータ統合連携基盤整備に向けた支援	イ 一部措置	(1) 本県が取り組んでいる市町村と共同で利用するデータ統合連携基盤は、市町村を支援する機能や、住民を支援する機能を有するものであるが、ランニングコストは、新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）の対象とされていない。 (2) 令和6年6月7日付けの情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の改正により、法人の登記事項変更に係るワンスオンリーが法制化されたものの、依然として、地方自治体の利活用に係る仕組みづくりについては具体的な措置は講じられていない。
67		5 生成AIの活用	ウ 未措置	情報の再利用や著作権侵害、誤った情報の拡散のリスク対応等を含む、自治体向けの統一的な生成AIのガイドラインは未だ提供されていない。

No.	提案事項	提案項目	措置状況	措置の概要
68	18 防災・減災、国土強靱化の推進	1 土木施設の防災・減災、国土強靱化の取組の強力な推進	イ 一部措置	【河川】 河川のハード対策及びソフト対策について、令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算において、要望額の一部が予算措置されたが、十分ではなかった。 【道路】 橋りょうの耐震補強、道路斜面の土砂崩落対策、道路ネットワークの機能強化、道路施設の老朽化対策などに必要な予算について、令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算において、要望額の一部が予算措置されたが、十分ではなかった。 【砂防】 土砂災害防止施設の整備や、土砂災害防止法に基づく基礎調査完了後の計画的な見直し等について、令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算において、要望額の一部が予算措置されたが、十分ではなかった。 【海岸】 海岸保全施設の整備等について、令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算において、要望額の一部が予算措置されたが、十分ではなかった。 【下水道】 下水道における主要施設の耐震化や市町村が行う内水浸水対策について、令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算において、要望額の一部が予算措置されたが、十分ではなかった。
69		2 風水害対策の支援強化	ウ 未措置	令和3年5月に国が「水害からの広域避難に関する基本的な考え方」を示しているが、具体的な手順、内容などを示した、わかりやすいガイドラインは未だ示されていない。 また、被災市町村間の支援格差が発生することのない適用基準の構築や、現金・クーポン券での給付を認めること等、その他の提案内容についても具体的な措置は講じられていない。
70		3 津波防災地域づくりに係る支援の充実強化	ウ 未措置	津波避難施設の構造要件に係る検証を確実に実施できるような財源措置等は講じられていない。
71		4 箱根山火山の観測体制の強化	イ 一部措置	既存の観測施設による観測データについては、温泉地学研究所、防災科学技術研究所、気象庁の三者協定に基づいて、適切に共有され続けている。また、周辺自治体との調整担当を、気象庁から割愛により採用している。 一方で、ひずみ計などの感度の高い観測や熱赤外・可視カメラなどによる直接的な観測など観測体制の充実や緊急時におけるデータの即時解析など、人的・技術的支援が必要である。
72		5 大規模地震対策	イ 一部措置	令和7年3月に南海トラフ巨大地震に関する被害想定の手法や考え方は示された。 一方、今後改定を予定している首都直下型地震に関する被害想定の手法や考え方が示されていない。
73		6 地震観測体制の確立及び地震調査研究の充実	ウ 未措置	提案内容（地震観測体制と更なる地震調査研究の充実を図ること。また津波観測網の整備を促進すること。）については具体的な措置は講じられていない。
74		7 災害時のトイレ対策の充実強化	ウ 未措置	各自治体により備蓄等を進めているため、国による具体的な措置は講じられていない。
75		8 防災におけるDXの推進	イ 一部措置	デジタル技術を避難者の管理や避難所運営に活かす仕組みについて、全国標準のシステムとして統一化が図られていない。 また、地方自治体がシステムを導入する際には、整備に関する財政措置は講じられているが、運用費用についての措置が講じられていない。
76		9 福祉避難所開設に係る体制構築	イ 一部措置	国の検証チームによる福祉避難所の開設状況等の把握、検証は行われたが、広域的な支援体制の構築までは至っていない。
77		10 国民保護体制の充実強化	イ 一部措置	特定臨時避難施設（シェルター）の整備について、令和6年3月に国の考え方が示されたところであるが、財政支援の対象地域が先島諸島のみであり、全国的な整備についての必要性等の考え方については示されていない。また、その他の提案内容については、具体的な措置は講じられていない。
78		11 災害時の死者に関する氏名等公表の方針整備	ウ 未措置	災害により被災した可能性の高い安否不明者や行方不明者等の氏名等を公表することは現場における搜索活動の効率化・円滑化に寄与する重要な手段であるが、他方で、一定の被害から身を隠している「要支援者」の情報を公開に関する問題では、令和6年5月31日、内閣府から氏名公表に関する指針が発せられたが各市町村の住民基本台帳に係るシステムの不整合や、休日夜間に対する対応などについて踏み込んだ措置がなされていない。
79	19 犯罪被害者等支援の充実強化	1 犯罪被害者等支援の推進	ア 措置	令和6年9月に警察庁が作成した「犯罪被害者等支援におけるワンストップサービス体制構築・運用の手引き」等により、支援施策の標準化のための一定の措置がされた。 また、令和7年4月に都道府県向けに「犯罪被害者等支援補助金（多機関ワンストップサービス体制の構築・運用事業）」が創設され、地方自治体の財政負担の軽減のための一定の措置がされた。

No.	提案事項	提案項目	措置状況	措置の概要
80	20 基地対策の推進	1 基地の整理・縮小・返還の早期実現	イ 一部措置	近年、県内米軍基地の整理、縮小、返還が進んでいるが、今なお12か所、面積にして約1,738haあり、県土の約0.72%を占めている。 根岸住宅地区については、平成16年10月の日米合同委員会において、返還の方針が合意され、平成30年11月14日に、新たに根岸住宅地区の返還時期の協議の実施が合意された。合意に基づき、令和元年11月15日には、共同使用について合意され、原状回復作業を進めているが、国の原状回復作業に加えて横浜市による跡地利用のための作業を開始するため、令和元年11月に合意した共同使用の内容変更が令和6年1月18日の日米合同委員会において承認された。なお、具体の返還時期は示されていない。 池子住宅地区については、令和4年12月14日の日米合同委員会において、土地及び工作物の一部の返還が合意され、令和6年11月30日に返還された。
81		2 厚木基地の航空機騒音の軽減	イ 一部措置	国の令和6年度予算において、米軍再編関係経費として、空母艦載機着陸訓練施設に関する事業費が予算措置された。恒常的訓練施設が未だ確保されておらず、外来機による騒音被害が生じている。
82		3 基地周辺対策の充実強化	イ 一部措置	国の令和7年度予算において、基地周辺対策経費として、住宅防音及び周辺環境整備の事業費が予算措置された。 住宅防音工事については、進捗率約84%に留まり、未実施世帯を解消する必要がある。
83		4 基地の安全管理等の強化	イ 一部措置	平成27年8月に発生した相模総合補給廠内の倉庫の火災事故以来、酸素ボンベの保管は中断されていたが、平成30年5月に新たな酸素ボンベ保管倉庫への酸素ボンベの搬入・保管が再開された。この際に、保管量の大幅削減、ボンベ一本ごとに管理番号を付すなどの措置が取られた。 万一の際の保管物、貯蔵物について、情報共有が不十分であり、自治体職員の迅速かつ円滑な立入りの実現が必要である。
84		5 日米地位協定の見直し	ウ 未措置	提案内容(日米地位協定の見直しに向けた具体的な取組 等)については具体的な措置は講じられていない。
85		6 災害時等における米軍との相互協力	ウ 未措置	提案内容(在日米軍との間に災害対策に関する特別協定を締結すること 等)については具体的な措置は講じられていない。
86		7 原子力艦の事故による原子力災害対策の充実	ウ 未措置	提案内容(実効性ある原子力災害対策が実施できるよう、防災体制の整備を図ること 等)については具体的な措置は講じられていない。
87	21 広域交通ネットワークの整備促進と交通利便性の向上	1 幹線道路網の整備と活用	イ 一部措置	(1) 国直轄事業の自動車専用道路など幹線道路網については、予算措置された。また、新東名高速道路や圏央道などについて、事業が着実に進められている。 (2) 渋滞対策やスマートインターチェンジについては、予算措置された。また、大和トンネル付近の渋滞対策や山北スマートインターチェンジなどについて、事業が進められている。 (3) 幹線道路等の整備推進に必要な予算については、要望額の一部が予算措置されたが、十分ではなかった。
88		2 鉄道網の整備促進	イ 一部措置	(1) リニア中央新幹線について、本県においては、川崎市内で、大深度地下シールドトンネルの掘削が進められており、相模原市内では、山岳部トンネルや、沿線の間駅で唯一の地下駅となる神奈川県駅で工事が本格化するなど、着実に事業進捗が図られている。 一方、未着工区間については、JR東海が、2027年の品川・名古屋間の開業が遅れるとの見解を示していることから、一日でも早い開業に向け、国、JR東海及び関係者による協議を迅速に進め、早期着手を図る必要がある。 また、駅周辺のまちづくりについては、地方自治体に対する都市構造再編集中支援事業の補助額及び社会資本整備総合交付金の交付額は、要望額の一部が予算措置されたが、十分ではなかった。 (2) 藤沢市村岡地区の東海道本線新駅については、令和6年度から工事に着手しており、引き続き確実な予算措置が必要である。 なお、駅整備への地元自治体の負担を軽減するため、地方債を充当する制度整備や予算措置などは、講じられなかった。 (3) 鉄道整備に対する公的支援のうち、令和5年度にローカル鉄道の再構築に関する仕組みの創設・拡充がなされたが、既存路線の延伸などによる新たな鉄道ネットワークの形成に資する事業についての助成制度の拡充や、新たな支援方策の構築等はされていない。
89		3 新たなモビリティサービスの取組促進	イ 一部措置	「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトに位置付けられたMaaSの推進や、「交通空白」の早期解消に向けた支援などの予算が措置されたが、スマートモビリティ社会の早期実現に向けた地域や民間事業者が行う取組への支援は、十分ではなかった。 特に自動運転の導入に向けては、車両や遠隔監視システムの開発に多額の費用を要することから、十分な予算措置が必要である。 また、国が先導して新たな技術に対する社会受容性等の向上を図る必要がある。
90	22 摩耗した路面標示の補修促進	1 路面標示の補修促進	ウ 未措置	提案内容(区画線の補修に対する国の補助制度拡充と必要な予算措置)については、具体的な措置が講じられていない。
91	23 水道事業広域化の推進	1 水道事業広域化の推進	ウ 未措置	提案内容(水道事業の広域化を推進するための仕組みを整えること、事業統合や経営の一体化を伴わない「業務の共同化」も既存の交付金の交付対象とすること)については、具体的な措置は講じられていない。
92	24 県営住宅の健康団地への再生	1 コミュニティ再生等に向けた県営住宅の建替推進	イ 一部措置	(1) P F I 事業に係る所要の経費について、要望額の一部が予算措置されたが、十分ではなかった。今後、事業を進めるためには、事業の着手から終了まで、継続的かつ確実な交付金の配分が必要である。 (2) 省エネルギー性能の向上及び太陽光発電設備の設置に係る所要の経費について、要望額の一部が予算措置されたが、十分ではなかった。引き続き、脱炭素化の実現に向けて、継続的かつ確実な交付金の配分が必要である。
93	25 インフラ分野のDX推進への支援	1 3次元点群データ取得・更新に向けた補助制度の拡充	ウ 未措置	提案内容(3次元点群データの取得・更新に対する国庫補助制度の拡充)については、具体的な措置が講じられていない。